

中央大学商学部留学プログラム給付奨学金 2026年度募集要項（1セメスター留学用）

【趣旨】

中央大学学則第 46 条に基づき、「商学部留学プログラム」の制度により留学する学生のうち、学力・人物ともに優れ、留学における成果が大きく期待できる商学部学生へ奨学金を給付します。

【出願資格】

商学部にて在学する者で、出願時点において下記（1）～（4）の基準をすべて満たす者。

（1）2026 年度に「商学部留学プログラム」で 1 セメスター留学する者。

（2）2025 年度までの学業成績が**通算 GPA 2.5 以上**の者（注 1）。

※2025 年度までの GPA は、2026 年 2 月下旬以降に C plus で確認できます。

（3）2025 年度までの修得単位が、年次別最高履修単位合計の**80%以上**の者（注 1）。

※2025 年度までに修得しなければならない年次別単位数は、下記のとおりです。

4 年次：101 単位以上 3 年次：66 単位以上 2 年次：32 単位以上

※フリーメジャー・コースの場合

4 年次：103 単位以上 3 年次：68 単位以上 2 年次：34 単位以上

（4）**出願締切日時点**で各語圏において定められた下記の基準を満たしている者。ただし、当該試験に受験申込したことを示す書類を提出することにより、下記の期日まで語学統一試験（検定試験）の成績を証明できる合格証、スコアカード等の提出を延期することができる。

2026 年度秋派遣：2026 年 4 月末日まで

2027 年度春派遣：2027 年 1 月末日まで

留学先の語圏	語学統一試験（検定試験）の基準値（保有資格）
英語圏	①～③のいずれかを満たす者。 ① TOEFL iBT 58 以上 ② IELTS 5.0 以上 ③ TOEIC L&R 650 かつ TOIEC S&W 230 ※ただし、出願締切日時点で受験日から 2 年以内のスコアが有効。
ドイツ語圏	ドイツ語技能検定 4 級以上 またはゲーテ・インスティトゥートの実施するドイツ語 A1 検定試験以上
フランス語圏	実用フランス語技能検定 4 級以上 または DELF・DALF（フランス国民教育省フランス語資格試験）A1 以上
中国語圏	中国語検定 4 級以上または HSK2 級以上 ※ただし、中国語検定 4 級および 3 級は、出願締切日時点で受験日から 2 年以内の等級が有効。
スペイン語圏	スペイン語技能検定 5 級以上または DELE（スペイン文部省認定証）A1 以上 または SIELE（シエレ：スペイン語国際評価サービス）A1 以上
朝鮮語圏	ハングル能力検定試験 4 級以上または韓国語能力試験初級（2 級）以上 ※ただし、韓国語能力試験は、出願締切日時点で成績発表日から 2 年以内のスコアが有効。

（注 1）2026 年度入学生が 1 セメスター留学で 2 年次の春派遣（2027 年 3 月頃留学へ出発）を希望する場合は、2026 年度春学期の成績（別紙計算方法により算出された GPA2.5 以上かつ 16 単位以上修得）で出願することができます。

※天災等により留学プログラムの海外派遣が催行不可となった時点で、本奨学金の募集・選考を中止します。

※採用決定後にプログラムへの参加が不可となった場合（プログラムの中止・辞退を含む）は、本奨学金採用者としての受給資格を喪失します。次期以降のプログラム参加時に改めて奨学金の受給を希望する場合は、該当する派遣年度の同奨学金への出願が必要となります。

※2026 年度「チャレンジ奨学金」へ出願を予定している方（または既に採用が決定している方）は、同一活動を出願資格としての本奨学金の併給はできません。

※商学部留学プログラムで 2 回以上留学する方も出願できますが、過去の採用回数が少ない方を優先して採用します。

※他の奨学金の受給条件により本奨学金の減額支給を希望する場合は、出願時に申し出てください。

【給付金額】

1 セメスター留学（アジア圏以外） 60 万円（年額）

1 セメスター留学（アジア圏） 40 万円（年額）

※給付期間は、いずれも 2026 年度（単年度）のみとなります。

※2026 年度商学部留学プログラムとしての渡航が不可となった場合は（プログラムの中止・辞退を含む）、奨学金採用者としての受給資格を喪失します。

【給付人数】

1 セメスター留学、短期留学 総計 30 名程度（年間）

【出願方法】

出願期間内に下記（1）と（2）の手続を完了してください。

一部に提出漏れや不備がある場合は、出願が受け付けられない場合があります。

（1）出願エントリー：manaba アンケート（下記参照）を提出

[manaba「商学部在学学生」コース > アンケート「2026 年度商学部留学プログラム（1 セメスター）給付奨学金エントリー」](#)

（2）書類提出：manaba レポートページ（下記参照）上で出願書類（※）を提出

[manaba「商学部在学学生」コース > レポート > 「2026 年度商学部留学プログラム（1 セメスター）給付奨学金出願書類提出」](#)

※出願資格で定められた語学統一試験（検定試験）の成績を証明できる合格証、スコアカード等をアップロードし、提出してください。

※語学統一試験（検定試験）の合格証、スコアカード等の提出を延期する場合は、当該試験の受験票や申込票（受験日時、級・レベル等が記載されているもの）をアップロードし、提出してください。合格証、スコアカード等は、出願資格（4）に記載の指定期日までに必ず提出してください。

【選考方法】

1 次審査（書類審査）

申請書（学修計画書）の内容および学業成績を参考に、2 次審査対象者を選考します。

2 次審査（面接審査） ※1 次審査通過者のみ

面接審査を行い、1 次審査結果と合わせて総合的に審査し、採用内定者を決定します。

【募集・選考スケジュール】

本奨学金の募集・選考スケジュールは、留学の種類および派遣時期によって異なります。下表を確認のうえ、出願してください。

1 セメスター 留学		
	2026 年度 秋派遣	2027 年度 春派遣
出願期間	2026 年 2 月 26 日（木）～3 月 6 日（金） 窓口開室時間【厳守】（注 1）	2026 年 10 月 2 日（金）～10 月 9 日（金） 窓口開室時間【厳守】
1 次審査（書類審査） 結果発表	2026 年 3 月 14 日（土）10 時～ ※C plus にて発表します。	2026 年 11 月 6 日（金）10 時～ ※C plus にて発表します。
2 次審査（面接審査）	2026 年 3 月 18 日（水） ※各人の面接時間は、1 次審査結果発表時にお知らせします（希望制ではありません）。	2026 年 11 月 14 日（土） ※各人の面接時間は、1 次審査結果発表時にお知らせします（希望制ではありません）。
審査結果発表	2026 年 3 月 23 日（月）10 時～ ※C plus にて発表します。	2026 年 11 月 24 日（火）10 時～ ※C plus にて発表します。

(注1) 出願期間中に学業成績が発表されないため、学業成績ポイント欄は空欄で提出してください。成績確定後に事務室で出願資格を満たしているかどうかの確認を行います。

※私用(アルバイトなど)の理由による面接日時の変更は一切受けません。面接審査期間は、予め予定を空けておいてください。

※面接審査はオンライン(Webex)での実施を予定しています。詳細は1次審査結果発表時に通知します。

※面接を欠席した場合は、いかなる理由があっても棄権したものとみなします。

※2027年度春派遣の出願・審査スケジュールは予定です。変更が生じた場合にはC plusにてお知らせします。

※審査結果に関する電話での問い合わせには一切応じません。C plusで確認してください。

【採用手続書類】

本奨学金の採用内定者へ採用手続書類をお渡しします。交付方法は審査結果発表時に通知します。

【奨学金の交付】

留学の派遣決定後、所定の手続を経て、給付金額を一括して振り込みます。

ただし、出願資格で定められた語学統一試験(検定試験)の合格証、スコアカード等の提出を延期した場合は、所定の期日までに要件を満たしたことが確認できてからの手続となります。奨学金の交付時期が留学へ出発した後になる可能性もありますので予めご了承ください。

【その他特記事項】

- (1) 採用内定者が留学を辞退した場合、留学の派遣が不許可となった場合、所定の期日までに語学統一試験(検定試験)の基準を満たさなかった場合等は、採用内定を取り消します。
- (2) 奨学金が給付された者(以下、「給付奨学生」という。)は、留学終了後、商学部事務室へ所定の報告書を提出する必要があります。提出をしない場合は、給付奨学生としての資格を失います(下記(3)参照)。
- (3) 給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失います。
 - * 休学または退学したとき
 - * 懲戒処分を受けたとき
 - * 除籍されたとき
 - * 提出された書類に虚偽の事実の記載が判明したとき
 - * 所定の書類の提出を怠ったとき
 - * 本奨学金の給付を辞退したとき
 - * その他商学部教授会が給付奨学生として適当でないと認めたとき
- (4) 給付奨学生がその資格を失ったときは、給付奨学金の給付を停止し、給付奨学金を返還しなければなりません(給付を辞退した場合を除く)。
- (5) 給付奨学生は、給付奨学生が掲げた計画・目的を履行することすることが不可能となったとき(天災、騒乱および感染症の流行等の不可抗力、その他給付奨学生に帰すべきことのできない事由を含む)は、奨学金を返還しなければなりません。ただし、相当の理由がある場合は、教授会の議を経て、その全部又は一部の返還が免除される場合があります。

【返還を免除する費用の例】

資格受験料、査証の申請費用、寮費や授業料など契約に基づく費用および航空券の購入費用など、これに限らず、商学部留学プログラムへ参加するために要した費用

【問い合わせ先】

中央大学商学部事務室/奨学金担当

TEL. 042-674-3519

FAX. 042-674-3516